

三重県主要農作物種子条例（仮称）最終案

1. 目的

この条例は、主要農作物の種子生産等に関し、県及び関係機関の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、これにより、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食料の供給に寄与することを目的とする。

2. 定義

この条例における用語の意義は、次のとおり定める。

【主要農作物】

稲、麦類（小麦、大麦、裸麦）、大豆。

【指定種子団体】

種子の生産、調達および供給のほか、需給の調整、備蓄等を行う県が指定した団体。

【種子生産者】

本条例に基づいて主要農作物の種子を生産する者。

【種子生産関係団体等】

主要農作物種子の生産に関係する機関および農業者団体。

3. 責務・役割

【県】

主要農作物の優良な種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施する。

【種子生産者】

種苗法（平成10年法律第83号）に基づく指定種苗の生産等に関する基準を遵守するとともに、主要農作物種子の適正な栽培を行い、優良な種子の安定生産に努める。

【指定種子団体】

主要農作物種子の需給を把握し、優良な種子の安定的な供給を行うものとする。

【種子生産関係団体等】

県が実施する主要農作物の種子生産に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して適正な栽培を指導するとともに、種子生産者の確保及び継続的な種子生産が行える体制の整備に努める。

4. 指定種子団体の指定

知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、指定種子団体として指定する。

- ① 年間の種類別及び品種別の需給の見通しを把握する業務
- ② 種子の生産、供給及び備蓄に関する業務
- ③ 種子にかかる残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務
- ④ その他種子の安定的な供給に関して必要な業務

5. 指定種子団体に対する指導等

- (1) 知事は、指定を受けた指定種子団体が前に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対して業務の改善に関し必要な措置を講ずるよう指導もしくは助言をすることができるものとする。
- (2) 知事は前項の指導後も指定種子団体の業務が改善されないと認められるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

6. 主要農作物の種子の生産に関する事務

【奨励品種の決定】

知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定する。

【県採種計画】

- (1) 知事は、主要農作物の種子の安定的な供給のため、県採種計画を定めるものとする。
- (2) 知事は県採種計画の策定にあたり必要な情報を指定種子団体に求めることができるものとする。

【原種及び原原種の生産】

- (1) 知事は、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。
- (2) 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

【種子生産ほ場の指定】

知事は、譲渡の目的をもって、または委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、県採種計画に定めた種子生産ほ場の面積を標準とし、指定種子生産ほ場として指定することができる。

【種子生産ほ場の審査】

- (1) 指定を受けた種子生産者は、種子としての品質を確保するため、県が実施する次に掲げる審査を受けなければならない。
 - ① ほ場審査（種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂・開花・穂ぞろい等の生育状況等について知事が行う審査。）
 - ② 生産物審査（種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良

- 否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査。）
- (2) 審査は、種子生産者からの請求により行い、別途定める審査基準に適合していると認められる場合は審査証明書を交付する。

7. 主要農作物の種子の生産にかかる支援

知事は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

8. 品種の開発

- (1) 県は、県に蓄積された知識、技術および経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発に努める。
- (2) 県は民間団体と協力して、需要に的確に対応した品種の開発に努める。

9. 在来種等の活用

県は県内で従来から生産されている、主要農作物の在来種等の活用について、技術的援助、情報の提供、助言などに努める。

10. 財政上の措置

県は、主要農作物の種子生産に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。